

○神戸学院大学学位規則

昭和51年4月1日

制定

改正 昭和52年4月1日

昭和53年4月1日

昭和54年4月1日

昭和55年4月1日

1992年4月1日

1993年4月1日

1994年4月1日

1995年3月2日

1996年4月1日

1997年4月1日

1998年4月1日

2000年4月1日

2004年4月1日

2005年4月1日

2006年4月1日

2007年4月1日

2008年4月1日

2009年4月1日

2010年4月1日

2011年4月1日

2012年4月1日

2013年4月1日

2014年4月1日

2015年4月1日

2016年4月1日

2017年4月1日

2018年4月1日

2019年4月1日

2021年4月1日

2022年12月15日

第1条 神戸学院大学学位規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づき神戸学院大学学則及び神戸学院大学大学院学則に定めるもののほか、神戸学院大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関し、論文審査の方法、試験及び学力確認の方法並びにその他必要な事項を定めるものとする。

第2条 学士の学位は、高い教養と豊かな専門の知識を有する者に授与するものであり、本学学則の定めるところにより、卒業を認定された者に授与する。

2 修士の学位は、広い視野に立つて精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有する者に授与するものであり、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又は、その他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものであり、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

4 前項に定めるもののほか、博士の学位は本学に学位論文を提出し本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

第2条の2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験を行う審査委員会については、各研究科においてこれを定める。

2 各研究科は前項の規定による定めにおいて、必要と認めるときは、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験について本学の他研究科又は他大学の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を求め又は審査委員に加えることができる。

第2条の3 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、本学大学院学則第11条の2に規定する試験及び審査(以下「博士論文研究基礎力審査」という。)を行う場合については、前条の規定を準用する。この場合において、第2条の2第1項中「修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験」とあるのは「博士論文研究基礎力審査」と読み替えるものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士論文研究基礎力審査の内容、方法等については、当該博士課程の目的に応じ、研究科において定めるものとする。

第3条 第2条第3項により博士の学位授与を申請する者は、様式第3の1による学位申請書に、学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、様式第4による履歴書各3通を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。

2 第2条第4項により博士の学位授与を申請する者は、様式第3の2による学位申請書に、学位論文、学位論文の要旨、参考論文のあるときは当該参考論文、様式第4による履歴書各3通及び審査手数料50,000円を添えて研究科長を経て学長に提出するものとする。

3 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも前項の規定による。ただし、退学後3年以内に論文を提出するときの審査手数料は10,000円とする。

4 本条の規定により提出した論文及び納入した審査手数料は返還しない。

第4条 前条第1項及び第2項の規定による学位論文の提出があつたときは、研究科長は研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

第5条 前条の規定により論文の審査を付託された研究科委員会は当該研究科所属の専任教授3名以上からなる審査委員会を設ける。

2 研究科委員会において審査のため必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず審査委員に本学の他研究科又は他大学の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

第6条 第2条第4項により博士の学位授与を申請する者については、審査委員会は、論文の審査及び大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するための試問を行う。試問は筆答若しくは口述又はその両者により行うものとする。

2 審査委員会は前項の規定にかかわらず、博士の学位の授与を申請する者の経歴及び提出論文以外の業績を審査して、試問の全部又は一部に代えることができる。

第7条 第3条第2項及び第3項の規定により論文が提出されたときは、審査委員会は、1年以内に論文の審査及び学力の確認を終了するものとする。

第8条 審査委員会は、第2条第3項による者については、論文の審査及び最終試験の終了後直ちに審査の要旨及び学位が授与できるか否かの意見を添えて研究科委員会に報告しなければならない。

2 第2条第4項による者については、論文の審査及び学力の確認終了後直ちに審査の要旨、学力の成績及び学位が授与できるか否かの意見を添えて研究科委員会に報告しなければならない。

第9条 研究科委員会は、第2条の2第1項により設置された審査委員会の報告又は前条の報

告に基づいて審議し、第2条第2項及び第3項によるものについては、本学大学院学則の定めるところにより、それぞれの課程の修了の認否、同条第4項によるものについては、その論文の合否について審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

- 2 前項の規定による議決をするには、研究科委員会構成員(公務又は外国出張等のため出席できない委員を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成をもって学位を授与することができる。

第10条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第11条 学長は、第2条第1項に規定する者に対して、様式第1の1の1若しくは様式第1の1の2(スポーツサイエンス・ユニット)又は様式第1の1の3(早期卒業)による卒業証書・学位記を授与する。

- 2 学長は、前条の報告に基づき修士又は博士の学位を授与すべき者には、次の区分により学位記を授与し、不合格者にはその旨通知するものとする。

- (1) 大学院の修士課程を修了した者 様式第1の2による学位記
- (2) 大学院の博士課程を修了した者 様式第1の3による学位記
- (3) 本学に学位論文を提出し審査に合格した者 様式第2による学位記

第12条 本学において授与する学位の区分及び専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学位の区分	学部・研究科	学科・専攻	学位
学士	法学部	法律学科	学士(法律学)
	経済学部	経済学科	学士(経済学)
	経営学部	経営学科	学士(経営学)
	人文学部	人文学科	学士(人文学)
	心理学部	心理学科	学士(心理学)
	現代社会学部	現代社会学科	学士(現代社会)
		社会防災学科	学士(社会防災)
	グローバル・コミュニケーション学部	グローバル・コミュニケーション学科	学士(グローバル・コミュニケーション学)
	総合リハビリテーション学部	理学療法学科	学士(理学療法学)
		作業療法学科	学士(作業療法学)
社会リハビリテーション		学士(社会リハビリテーシ	

		学科	ン学)
	栄養学部	栄養学科	学士(栄養学)
	薬学部	薬学科	学士(薬学)
修士	法学研究科	法学専攻	修士(法学)
		国際関係法学専攻	修士(国際関係法学)
	経済学研究科	経済学専攻	修士(経済学)
		経営学専攻	修士(経営学)
	人間文化学研究科	人間行動論専攻	修士(人間文化学)
		地域文化論専攻	
	心理学研究科	心理学専攻	修士(心理学)
	総合リハビリテーション 学研究科	医療リハビリテーション 学専攻	修士(医療リハビリテーシ ョン学)
		社会リハビリテーション 学専攻	修士(社会リハビリテーシ ョン学)
	栄養学研究科	栄養学専攻	修士(栄養学)
博士	法学研究科	法学専攻	博士(法学)
			博士(国際関係法学)
	経済学研究科	経済学専攻	博士(経済学)
			博士(経営学)
	人間文化学研究科	人間行動論専攻	博士(人間文化学)
		地域文化論専攻	
	心理学研究科	心理学専攻	博士(心理学)
	総合リハビリテーション 学研究科	医療リハビリテーション 学専攻	博士(医療リハビリテーシ ョン学)
	食品薬品総合科学研究科	食品薬品総合科学専攻	博士(栄養学)
			博士(学術)
薬学研究科	薬学専攻	博士(薬学)	

第13条 本学大学院研究科は、博士の学位が授与された日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内にその学位

論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前にすでに公表してあるときはこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じ閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

第14条 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、神戸学院大学と付記するものとする。

第15条 修士又は博士の学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があつたとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、当該研究科委員会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を返還させることができる。

2 研究科委員会において前項の議決をする場合には、第9条第2項の規定を準用する。

第16条 修士又は博士の学位記の再交付を受けようとする者は、その事由を記載した申請書に手数料10,000円を添えて、学長に願出なければならない。

第17条 本学において、博士の学位を授与したときは、学長は、学位を授与した日から3か月以内に、様式第5による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

附 則

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

2 昭和49年4月1日施行の神戸学院大学学位規則は、昭和51年3月31日をもって廃止する。

附 則(昭和52年4月1日)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年4月1日)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年4月1日)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(1992年4月1日)

この規則は、1992年4月1日から施行する。ただし、第11条及び第12条の規定は1991年7

月1日から適用する。

附 則(1993年4月1日)

この規則は、1993年4月1日から施行する。

附 則(1994年4月1日)

この規則は、1994年4月1日から施行する。

附 則(1995年3月2日)

この規則は、1995年3月2日から施行する。

附 則(1996年4月1日)

この規則は、1996年4月1日から施行する。

附 則(1997年4月1日)

この規則は、1997年4月1日から施行する。

附 則(1998年4月1日)

この規則は、1998年4月1日から施行する。

附 則(2000年4月1日)

この規則は、2000年4月1日から施行する。

附 則(2004年4月1日)

この規則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2005年4月1日)

この規則は、2005年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定及び様式第1の1の2については、2005年3月15日より適用する。

附 則(2006年4月1日)

この規則は、2006年4月1日から施行する。ただし、第11条の規定及び様式第1の1の2については、2005年度入学生から適用する。

附 則(2006年4月1日)

この規則は、2006年4月1日から施行する。ただし、様式第1の1の2(学部(学際教育機構)を卒業した場合)の学位記番号に付す学科略称については、人文学部人間文化学科2005年度入学生については人、人間行動学科2005年度入学生については行を付すものとする。

附 則(2007年4月1日)

この規則は、2007年4月1日から施行する。ただし、様式1の1の1(学部を卒業した場合)、様式1の1の2(学部(学際教育機構)を卒業した場合)及び様式1の1の3(学部を早期卒業した場合)については、2006年度以前の法学部国際関係法学科入学生は従前どおりとする。

附 則(2007年4月1日)

この規則は、2007年4月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第8条及び様式第3の1については、2002年度入学生から適用する。

附 則(2008年4月1日)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2009年4月1日)

この規則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2010年4月1日)

この規則は、2010年4月1日から施行する。ただし、2009年度以前の入学生は従前どおりとする。

附 則(2011年4月1日)

この規則は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2011年4月1日)

この規則は、2011年4月1日から施行する。ただし、2010年以前の入学生は、従前どおりとする。

附 則(2012年4月1日)

この規則は、2012年4月1日から施行する。

附 則(2013年7月18日)

この内規は、2013年7月18日から施行し、同年4月1日から適用する。ただし、この内規の適用前に博士の学位を授与された者については、従前どおりとする。

附 則(2014年4月1日)

この規則は、2014年4月1日から施行する。

附 則(2015年4月1日)

この規則は、2015年4月1日から施行する。

附 則(2016年4月1日)

この規則は、2016年4月1日から施行する。

附 則(2017年4月1日)

この規則は、2017年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項に規定する様式第1の1の2については、2016年度入学生から適用する。

附 則(2018年4月1日)

この規則は、2018年4月1日から施行する。ただし、2017年度以前の入学生は、従前どお

りとする。

附 則(2019年4月1日)

この規則は、2019年4月1日から施行する。ただし、2018年度以前の入学生は従前どおりとする。

附 則(2021年4月1日)

- 1 この規則は、2021年4月1日から施行する。ただし、2020年度以前の入学生は従前どおりとする。
- 2 前項ただし書きにかかわらず、第2条の2、第3条、第4条、第5条及び第9条の規定は2016年度からの入学生に適用する。

附 則(2022年12月15日)

この規則は、2022年12月15日から施行する。

様式第1の1の1(学部を卒業した場合)

※第 号
卒業証書・学位記
氏名
年 月 日 生
本学〇〇学部〇〇学科(〇〇専攻)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する
年 月 日
神戸学院大学〇〇学部長 印
神戸学院大学長 印

※ 法、経、営、人文、心理、現、防、GC、理、作、社、栄、薬を記入する。

様式第1の1の2(学部(スポーツサイエンス・ユニット)を卒業した場合)

※第 号

卒業証書・学位記

氏名
年 月 日 生

本学〇〇学部〇〇学科(スポーツサイエンス・ユニット)所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する
年 月 日

神戸学院大学〇〇学部長 印
神戸学院大学長 印

※法、経、営、人文、現、防を記入する。

様式第1の1の3(学部を早期卒業した場合)

※第	号
卒業証書・学位記	
氏名	
年 月 日生	
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業(早期卒業)したことを認め学士(〇〇)の学位を授与する	
年 月 日	
神戸学院大学〇〇学部長 印	
神戸学院大学長 印	

※法を記入する。

様式第1の2(大学院の修士課程を修了した場合)

※第				学位記
号				氏名
	神戸学院大学長	年	年	年
		月	月	月
		日		日生
	印			

本学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了
したので修士(○○)の学位を授与する

※法修、国修、経修、営修、人修、心理修、医修、社修、栄修を記入する。

様式第1の3(大学院の博士課程を修了した場合)

※甲第 号	学位論文名 年月日 神戸学院大学長 印	学位論文 年月日	氏名 年月日生	学位記
----------	------------------------------	-------------	------------	-----

※法博、経博、人博、心博、医リ博、薬博、食薬博を記入する。

様式第2 (論文提出による場合)

学位記	氏名	年月日生	本学に左の学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士(○○)の学位を授与する	学位論文名	年月日	※乙第 号
				神戸学院大学長		印

※法博、経博、人博、医リ博、薬博、食薬博を記入する。

様式第3の1

学位申請書

年 月 日

神戸学院大学長 殿

研究科名

学籍番号

氏名

印

本学学位規則第2条第3項の規定による博士の学位授与を申請いたします。

様式第3の2

学位申請書

年 月 日

神戸学院大学長 殿

氏名

印

貴学学位規則第2条第4項の規定による博士の学位授与を申請いたします。

様式第4

履 歴 書		
現住所	氏 名	年 月 日生
学 歴(旧中学、新高等学校以上)		
	年 月 日	
職 歴		
	年 月 日	
研究歴(論文、著述目録)		
	年 月 日	
上記の通り違いありません。		
	氏 名	年 月 日 印

様式第5

学位(博士)授与報告書

神戸学院大学大学院

報告番号	博士の専攻分野の名称	博士の学位を授与された者				博士課程の修了等の状況			博士論文名	授与年月日	博士論文受理年月日	論文査閲年月	論文終了日
		(ふりがな)氏名	性別	生年月日	本籍	大学院名	研究科(専攻)名	修了(中退)年月日					
甲 乙 第 号	博士()				都道府県								
甲 乙 第 号	博士()				都道府県								
甲 乙 第 号	博士()				都道府県								
甲 乙 第 号	博士()				都道府県								

(用紙の大きさは、日本工業規格A4)

備考

- 1 報告番号は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)により授与された博士の一連番号とし、第4条第1項によるものについては「甲第 号」、同条第2項によるものについては「乙第 号」とすること。
- 2 博士の学位を授与された者が日本国籍以外の国籍を有する場合には、本籍に代えて当該国籍を記入すること。
- 3 博士論文の題名が外国語で表示されている場合には、日本語訳を()を付して記入すること。
- 4 この報告書は、学位規則第12条に定める期間内に、該当する者をまとめて、随時に一覧表の形で提出すること。

様式第1の1の1(学部を卒業した場合)

様式第1の1の2(学部(スポーツサイエンス・ユニット)を卒業した場合)

様式第1の1の3(学部を早期卒業した場合)

様式第1の2(大学院の修士課程を修了した場合)

様式第1の3(大学院の博士課程を修了した場合)

様式第2(論文提出による場合)

様式第3の1

様式第3の2

様式第4

様式第5